

地域密着型サービス等整備等助成事業に対する上乗せ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画（以下「地域まちづくり計画」という。）において地域密着型サービス事業所の整備を促進し、高齢者を地域で見守るまちづくりを進めることを目的として、市町村に対し、地域密着型サービス等整備等助成事業に対する上乗せ補助金（以下「上乗せ補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号の別紙。以下「管理運営要領」という。）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び埼玉県地域密着型サービス等整備等助成事業費等補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(上乗せ補助金の交付対象者)

第2条 上乗せ補助金の交付の対象となる者は、地域まちづくり計画に記載された事業において、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備するため、地域密着型サービス等整備等助成事業補助金を交付する市町村とする。

(整備区分)

第3条 「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持するこ

	<p>と基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</p> <p>※1 取り壊し費用も対象とすることができる。</p> <p>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。</p>
増改築	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)</p> <p>※1、※2について同上。</p>

(助成額の算定方法)

第4条 別表の第5欄に掲げる対象経費の実支出額から地域密着型サービス等整備等助成事業の補助額その他の収入額(対象経費に係るものに限る。)を控除した額の2分の1の額と、別表の第1欄に掲げる施設種別の第2欄に掲げる基準額に当該施設の施設数を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額を上限として算定する。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ただし、予算の範囲内において補助するものとする。

(申請手続)

第5条 上乗せ補助金の交付を申請しようとする者は、地域密着型サービス等整備等助成事業に対する上乗せ補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第6条 上乗せ補助金の交付決定を受けた市町村は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、第5条に定める申請手続の例により、申請を行うものとする。

(交付決定)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、地域密着型サービス等整備等助成事業に対する上乗せ補助金交付決定通知書(様式第2号)とする。

(事業の中止等)

第8条 上乗せ補助金の交付決定を受けた市町村は、事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(市町村が補助する事業の場合の交付の条件)

第9条 県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、上乗せ補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

(1) 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(4) 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの上乗せ補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

イ 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

オ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年 大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

キ 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）に速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。

コ 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 当該助成事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

シ 市町村補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。

(5) (4)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(6) (4)の力又はケにより、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) (4)のシにより、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の方法)

第10条 この補助金は、概算払いをすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金実績報告書（様式第3号）とする。

(交付確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知の様式は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付確定通知書（様式第4号）とする。

(補助事業に係る調査等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(補助金の取消し)

第14条 知事は、上乘せ補助金の交付決定を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他知事が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 知事は、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 知事は、規則第14条の規定により補助事業者に対し交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金)

第16条 補助事業者は、第14条及び第15条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(その他)

第18条 その他の必要な事項については知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。